

平成29年度第3回いじめ防止対策推進委員会 概要

- 1 日 時 平成29年6月26日(月) 午前10時00分から正午まで
- 2 場 所 ホテルルビノ京都堀川「嵯峨」
- 3 出席者 【委員】6名(欠席委員1名)
【府教委】教育監、指導部長、学校教育課長、高校教育課長 他
【傍聴者】なし
- 4 概 要
(事務局からの説明事項)
(1) 前回委員会の概要
(2) 京都府いじめ防止基本方針について

<主な意見>

※ ○は委員、●は事務局

京都府いじめ防止基本方針について

- いじめ防止の取組について、「年間の学校教育活動全体を通じて」とある一方、「道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめ問題について考え、議論する活動」という記述もある。いじめの防止の取組には、道徳科と特別活動だけを取り出すのではなく、各教科も含めて全体で取り組むということが伝わった方がよい。
- 意見を踏まえて、文言を整理する。
- 「心理や福祉の専門家」という記述の次に「スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー」が明示されたが、「心理や福祉の専門家である」という形容句は必要か。文言上整理の必要があるのではないか。
「まなび・生活アドバイザー」に従事しているSSWと、基本方針に書かれたSSWとについて、整理をする必要があるのではないか。
「スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、教員・警察官経験者等外部専門家との連携を図る」という記述であるが、SC・SSWは外部専門家なのか。また、CS、SSWについて「活用」と「連携」の二様の記述があるが、落ち着いたの良い表現はどういうことになるのか。
- 子どもの貧困対策に関して、福祉的なサポートに入っただく方を「まなび・生活アドバイザー」としている。中学校の「まなび・生活アドバイザー」は、全てSSWにお願いしているが、小学校では、特に子育てに関して、親に助言する場面も多いことを想定し、SSWよりも教育経験者が多く入っている。いじめについても、福祉的な側面も含めてサポートする必要があるということでSSWに入ってもらっている。一旦預かり、文言を整理したい。
- 13頁の「(2) いじめの早期発見」について、何よりもいじめ被害の児童生徒の

気持ちを聴き取ることを第一優先にし、その情報をチームとして共有した上で、今後の対応を検討していくという記述の方がよいのではないか。いじめを受けている子どもに話を聴く、思いを聴くという点は、是非明記していただければありがたい。

- 子どもの状況をしっかり見ると同時に、子どもの気持ち、意見をしっかり受け止めていくという姿勢を入れ、組織的に対応し担任任せにしないと表現しておいても良いのではないか。

- 意見を踏まえて、文言を整理する。

- 国は、これまでいじめ対策のための組織を他の校内組織と兼ねてよいとしていたところ、改定後の基本方針では独立させることとしたが、その点が、府の改定案からは読み取りにくい。

また、いじめ対策のための組織の構成員の範囲を明確に決めておくことも必要である。

さらに、10頁から12頁までがかなり長文で、読み取りが難しいので、小見出しを付けて「見える化」をしていただければありがたい。

- 意見を踏まえて、文言を整理する。